



『第3回宅地建物取引におけるアンケート調査』回答期限延長のお知らせ

三重県県土整備部

三重県では5月より「第3回宅地建物取引における人権に関するアンケート調査」へのご協力をお願いしております。当初の回答期限（6/30）を迎えましたが、十分な回答数を得られておりません。

回答期限を令和4年7月31日（日）まで延長いたしましたので、まだ、アンケート調査に回答いただいていない方は、ご多用のところ恐れ入りますが、下記リンク先またはQRコードよりご回答いただきますようお願い申し上げます。

《 アンケート調査回答リンク先 》

<https://www.shinsei.pref.mie.lg.jp/uketsuke2/form.do?acs=jinken>



住宅のリースバックに関するガイドブックの公表について

国土交通省

近年 高齢者世帯を中心に住み替え、建て替え資金の確保等を目的として、リースバックを活用した不動産取引が増加傾向にあります。このような取引は、多様なライフスタイルの実現や既存住宅流通市場の活性化、空き家の発生防止等につながるものとして期待される一方で、消費者の理解が不十分なままでリースバック契約を締結したことなどを理由としたトラブル事例も見られます。

国土交通省では、こうした状況から、住宅の「リースバック」について、消費者向けのガイドブックを策定・公表しました。本ガイドブックは、実際の事例を踏まえ、リースバックの主な特徴、リースバックの利用例及びトラブルの例並びに消費者がリースバックを利用する際のポイント等を整理したものです。

○住宅のリースバックに関するガイドブック

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001487923.pdf>

※ガイドブックでは「リースバック」を「住宅を売却して現金を得て、売却後は毎月賃料を支払うことで、住んでいた住宅に引き続き住むサービス」と定義しています。

所有者不明私道への対応ガイドライン（第2版）の公表について

法務省

民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号、以下「改正民法」という。）において、土地の利用の円滑化の観点から総合的に民事基本法制を見直す法改正が行われ、共有者等の所在が不明である場合にも対応可能な様々な新制度が導入されることとなりました。

今般、改正民法が令和5年4月1日に施行されることを踏まえ、共有私道の保存・管理等に関する事例研究会により「所有者不明私道への対応ガイドライン（第2版）」が公表されましたのでお知らせいたします。

第2版においては、共有制度や財産管理制度、相隣関係規定など見直しが実施された各種新制度の内容を詳しく紹介するとともに、私道の管理において問題となることが多いとされる全37事例につき、改正民法下での対処法を詳細に説明するほか、改正民法の施行前における対処法を併記しています。

また、私道の管理の円滑化に役立つ政府・地方公共団体の取組をコラムで紹介しています。

詳細につきましては、下記法務省 Web ページをご覧ください。

○所有者不明私道への対応ガイドライン（第2版）の概要

<https://www.moj.go.jp/content/001374238.pdf>

○所有者不明私道への対応ガイドライン（第2版）

<https://www.moj.go.jp/content/001374239.pdf>